

ご遺族の方へ

栃木市



## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

栃木市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

栃木市役所 0282-21-2121

## 事前準備について

栃木市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

### 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

### 委任状について

相続人が来庁できない場合は、委任状が必要です。  
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

### 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

### ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、栃木市役所へお越しください。



## もくじ

来庁時の持ち物について	P.2
身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）	P.3
死亡に伴う各種手続きチェックリスト	P.5
死亡に伴う各種手続き	P.7
市役所外の主な手続き	P.37
相続について	P.39

## 来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び施主）
- 預貯金通帳（※相続人代表及び施主）または振込口座のわかるもの
- 成年後見人の方の場合は、登記事項証明書（原本）

※相続人が来庁できない場合、委任状が必要です。

### 本人確認書類について

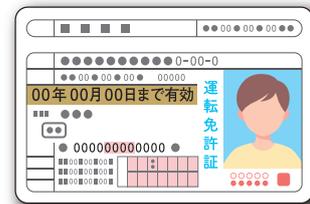
#### 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

#### 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



### 亡くなられた方の必要なもの

#### 基礎年金番号が記載されているもの（年金証書等）

#### 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

※世帯主が亡くなられ同一世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証

※各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）・発行されている方のみ

※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び施主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）

#### 介護保険被保険者証

#### 医療費受給資格者証（こども・重度心身障がい者・ひとり親家庭・妊産婦等）

#### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証、福祉サービス受給者証

## 身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き (37 ページ参照)</li> <li>○遺言調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人調査</li> <li>○相続財産調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(39 ページ参照)</li> </ul>
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)</li> </ul>
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (39 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告 (40 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

栃木市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード等を持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.8・9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10・11
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金を受給していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	国民年金以外の年金を受給していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入または受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.15
	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.16
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.17
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.18
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	重度障がい児支援手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	特定疾患介護手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.22

区分	☑	該当事項	詳細ページ
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.23
	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者医療費受給資格者証を交付されていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー券を利用していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス等)を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	P.26
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	遺児手当を受給していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	こども医療費受給資格者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付されていた	P.29
	<input type="checkbox"/>	妊産婦医療費受給資格者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	おやこはぐくみ受診票を交付されていた	P.30
<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた		
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.31
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であった	
その他	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P.32
	<input type="checkbox"/>	道路・水路を使用(占有)していた	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	P.33
	<input type="checkbox"/>	空き家になってしまう	
	<input type="checkbox"/>	農地を相続した	P.34

# 1. 住民登録に関する手続き

## マイナンバーカード等を持っていた

### 手続き カードの返却

手続き詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
亡くなられた方がマイナンバーカードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	期 限 なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード	問い合わせ先 市民生活課 ☎ 0282-21-2126

## 印鑑登録をしていた

### 手続き 印鑑登録証（カード）の返却

手続き詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却してください。 ※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードに印鑑登録証としての機能を付与していますので、マイナンバーカードを返却してください。	期 限 なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	問い合わせ先 市民生活課 ☎ 0282-21-2126

## 2. 保険に関する手続

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き① 保険証等の返却

手続き詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険者証等を回収しております。 ※市役所本庁、各総合支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	期 限 なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）※発行されている方のみ	保険年金課 ☎ 0282-21-2131

#### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※死亡した被保険者が従前の社会保険に1年以上加入しており、その資格を失ってから3ヶ月以内の場合は、従前に加入していた社会保険にご請求ください。（被扶養者を除く）	期 限 葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 施主
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 施主の通帳または振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（葬祭の領収書・名前入りの会葬礼状等） <input type="checkbox"/> 施主の本人確認書類	保険年金課 ☎ 0282-21-2131

## 2. 保険に関する手続

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き③ 被保険者証の変更

手続き詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
世帯主が亡くなり、世帯に被保険者がいる場合、保険証を変更します。	期 限 —
	手続き可能な人 同一世帯員
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類	保険年金課 ☎ 0282-21-2131

#### 手続き④ 保険税について

手続き詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
届出の翌月、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険税に関する変更通知を送付します。(還付金がある場合は別途通知します。) 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方はご連絡ください。	期 限 保険税還付期限は還付通知日から5年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課 ☎ 0282-21-2263

## 後期高齢者医療保険に加入していた

### 手続き① 保険証等の返却

<p>手続き詳細</p> <p>被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険者証等を回収しております。</p> <p>※市役所本庁、各総合支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<p>期 限</p> <p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）※発行されている方のみ</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 ☎ 0282-21-2136</p>

### 手続き② 葬祭費の申請

<p>手続き詳細</p> <p>被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。</p> <p>※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合等からの葬祭費の支給を選択することができます。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<p>期 限</p> <p>葬祭を行った日の翌日から 2年間</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>施主</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 施主の通帳または振込口座のわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（葬祭の領収書・名前入りの会葬礼状等）</p> <p><input type="checkbox"/> 施主の本人確認書類</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 ☎ 0282-21-2136</p>

## 2. 保険に関する手続

### 後期高齢者医療保険に加入していた

#### 手続き③ 高額療養費の申立て申請

<p>手続き詳細</p> <p>被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<p>期 限</p> <p>2 年間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 預金通帳等（相続人代表者のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者の本人確認書類</p> <p>※相続人代表者は第三親等までの方</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課</p> <p>☎ 0282-21-2136</p>

#### 手続き④ 保険料について

<p>手続き詳細</p> <p>届出翌月または翌々月、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料に関する変更通知を送付します。（還付金がある場合は別途通知します。）</p> <p>独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方はご連絡ください。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<p>期 限</p> <p>還付金申請期限は還付通知日から2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
<p>必要なもの</p> <p>なし</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>税務課</p> <p>☎ 0282-21-2263</p>

### 3. 年金に関する手続

#### 国民年金を受給していた

##### 手続き 必要な手続の確認

手続き詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
亡くなられた方が受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続の確認をしてください。 ※受給していた年金が、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	期 限 —
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	栃木年金事務所 ☎ 0282-22-4131 保険年金課 ☎ 0282-21-2134

#### 国民年金に加入していた

##### 手続き 必要な手続の確認

手続き詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
亡くなられた方が加入していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	期 限 —
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	栃木年金事務所 ☎ 0282-22-4131 保険年金課 ☎ 0282-21-2134

### 3. 年金に関する手続

#### 国民年金以外の年金を受給していた

##### 手続 必要な手続の確認

手続詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
亡くなられた方が受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	期 限 —
	手続可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	栃木年金事務所 ☎ 0282-22-4131 各共済組合

#### 農業者年金に加入または受給していた

##### 手続 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
被保険者又は受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。あわせて未支給年金や死亡一時金をする場合、請求される方により添付書類が異なります。JA各支店又は農業委員会事務局までお問合せください。	期 限 10日間以内
	手続可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金被保険者証又は農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎ 0282-21-2393 下野農業協同組合 栃木東支店 ☎ 0282-27-2525 栃木西支店 ☎ 0282-31-1794 都賀支店 ☎ 0282-27-5611 大平支店 ☎ 02vtt82-43-2344 藤岡支店 ☎ 0282-62-4333 岩舟支店 ☎ 0282-55-3333 上都賀農業協同組合 西方支店 ☎ 0282-92-2520

## 4. 税金に関する手続

### 市民税が課税されていた

#### 手続 市民税の納付

手続詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
市民税が課税される基準日はその年の1月1日現在となっております。 1月2日以降に亡くなられた方で、市民税が課税されている場合、納税通知書を相続人へ送付いたします。 亡くなられた方が、独り暮らしや、施設に入居していたなど、相続人の判明に時間を要する場合はご連絡ください。	期 限 —
必要なもの	手続可能な人 相続人
—	問い合わせ先 税務課 ☎ 0282-21-2266

### 固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)

#### 手続 相続人代表者指定(変更)届の提出

手続詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方(相続人代表者)を相続人の中から指定する届出になります。該当する場合、死亡届出人宛て「相続人代表者指定届」を送付いたしますので、必要事項を記入し、ご提出ください。 ※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続をお願いします。 ※所有者移転登記が済んでいない方で、相当期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、不動産の相続登記がされていないものは、義務化の対象となります。不動産の所在地の法務局に申請してください。	期 限 相続が発生した年内
必要なもの	手続可能な人 相続人代表者となる方
【法定相続人の方が相続人代表者になる場合】 <input type="checkbox"/> 原則不要 【法定相続人以外の方が相続人代表者になる場合】 <input type="checkbox"/> 遺言書の写し等	問い合わせ先 税務課 ☎ 0282-21-2271 管轄の法務局 宇都宮地方法務局 栃木支局 ☎ 0282-22-1068

## 4. 税金に関する手続

### 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

#### 手続き① 廃車の手続

手続き詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
亡くなられた方名義の車両を処分する場合、必ず廃車（ナンバープレート返納）の手続をしてください。	期 限 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本等) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続する場合のみ:相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人以外 ※②の方が手続される場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0282-21-2261

#### 手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
亡くなられた方名義の車両を相続人が使用（所有）する場合は、名義変更の手続をしてください。 ※相続人以外の方および市外にお住まいの方への名義変更については、お問い合わせください。	期 限 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート（標識変更をする場合のみ） <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本等) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続する場合のみ:相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人以外 ※②の方が手続される場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0282-21-2261

## 市税の納付が済んでいない

### 手続き① 市民税・固定資産税・軽自動車税の納付に係る手続

<p>手続き詳細</p> <p>納税通知書が送付された後に亡くなられた方で、納付が済んでいない場合は、納付の必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。納付書がない場合には再発行等もできますので、お問合せください。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<p>期 限</p> <p>納税通知書に記載の納期限まで</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 納税通知書</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>収税課 ☎ 0282-21-2281</p>

### 手続き② 口座振替停止の手続

<p>手続き詳細</p> <p>亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、口座振替の停止が必要となることがあるので、窓口または電話にてお問合せください。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<p>期 限</p> <p>なるべくお早めに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の口座情報がわかるもの（通帳など） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の課税状況がわかるもの（納税通知書など）</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>収税課 ☎ 0282-21-2767</p>



## 6. 障がい福祉に関する手続

### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

#### 手続 手帳の返還

<p>手続詳細</p> <p>亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、返還の手続きが必要になります。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<p>期 限</p> <p>なし</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>障がい福祉課 ☎0282-21-2203 (身体・療育) ☎0282-21-2205 (精神)</p>

### 障害児福祉手当を受給していた

#### 手続 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

<p>手続詳細</p> <p>亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分がある方は請求の手続きが必要です。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<p>期 限</p> <p>死亡日から14日以内</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>親族</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>障がい福祉課 ☎ 0282-21-2203</p>

## 6. 障がい福祉に関する手続

### 特別障害者手当を受給していた

**手続き** 特別障害者手当資格喪失届の提出  
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分がある方は請求の手続きが必要です。	期 限
	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0282-21-2203

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

## 特別児童扶養手当を受給していた

### 【保護者が亡くなられた場合】

**手続き** 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還  
 (未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給)  
 資格が継続する場合は認定請求書の提出

<p>手続き詳細</p> <p>亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分がある方は請求の手続きが必要です。受給資格が継続する場合は受給者変更の手続きとなります。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本                  (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可)</p> <p><input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し</p> <p><input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し</p>	<p>期 限</p> <p>死亡日から14日以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>親族</p> <p>問い合わせ先</p> <p>障がい福祉課                  ☎ 0282-21-2203</p>

### 【児童が亡くなられた場合】

**手続き** 特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出、特別児童扶養手当証書の返還(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

<p>手続き詳細</p> <p>亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分がある方は請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本又は住民票の除票</p>	<p>期 限</p> <p>死亡日から14日以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>親族</p> <p>問い合わせ先</p> <p>障がい福祉課                  ☎ 0282-21-2203</p>

## 6. 障がい福祉に関する手続

### 重度障がい児支援手当を受給していた

#### 手続 重度障がい児支援手当喪失届、認定申請書の提出

手続詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
重度障がい児支援手当の対象児が亡くなった場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となります。手当を受給していた保護者が亡くなった場合は、新たに保護者になる方の手続が必要です。また、未払い分がある方は請求の手続が必要です。	期 限 死亡日から 14 日以内
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの (保護者が亡くなった場合)	障がい福祉課 ☎ 0282-21-2203

### 特定疾患介護手当を受給していた

#### 手続 特定疾患介護手当喪失届の提出

手続詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
亡くなった方が特定疾患介護手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分がある方は請求の手続が必要です。	期 限 死亡日から 14 日以内
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの	障がい福祉課 ☎ 0282-21-2203

## 自立支援医療受給者証を利用して通院していた

### 手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

<p><b>手続き詳細</b></p> <p>亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。</p> <p>自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p> <p><b>期 限</b></p> <p>速やかに</p> <p><b>手続き可能な人</b></p> <p>どなたでも可</p>
<p><b>必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）</p>	<p><b>問い合わせ先</b></p> <p>障がい福祉課 ☎ 0282-21-2203</p>

MEMO

## 6. 障がい福祉に関する手続

### 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)

#### 【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

##### 手続き 年金支給請求書の提出

<b>手続き詳細</b> 掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金給付請求の手続きが必要です。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<b>期 限</b> 掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
<b>必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書(写しの場合は医師の原本証明のあるもの) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 年金管理者の住民票(あらかじめ指定がある場合)	<b>手続き可能な人</b> 年金を受給する方または、扶養年金管理者
	<b>問い合わせ先</b> 障がい福祉課 ☎ 0282-21-2203

#### 【年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合】

##### 手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

<b>手続き詳細</b> 年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要です。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<b>期 限</b> 受給予定者が亡くなられた日から3年以内
<b>必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	<b>手続き可能な人</b> 年金加入者または、扶養年金管理者
	<b>問い合わせ先</b> 障がい福祉課 ☎ 0282-21-2203

## 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)

### 【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

#### 手続き 死亡・重度障害届出書の提出

<p>手続き詳細</p> <p>年金を受給していた方が亡くなられた場合、年金支払い終了の手続きが必要です。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<p>期 限</p> <p>死亡日から14日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>年金加入者または、扶養年金管理者</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票の除票(県内在住者は不要) ※届出の氏名と異なる場合は除籍の抄本が必要</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>障がい福祉課 ☎ 0282-21-2203</p>

## 重度心身障がい者医療費受給資格者証を交付されていた

#### 手続き 受給資格者証の返納

<p>手続き詳細</p> <p>重度心身障がい者医療費受給資格者証を交付していた方が亡くなられた場合、その方の受給資格者証は死亡日をもって喪失となりますので、返納または破棄してください。</p> <p>なお、手続きは各総合支所でも受け付けています。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<p>期 限</p> <p>助成申請書の提出は診療月から1年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障がい者医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は振込口座のわかるもの</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 ☎ 0282-21-2136</p>

## 6. 障がい福祉に関する手続

### 福祉タクシー券を利用していた

#### 手続き 未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	期 限 なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	障がい福祉課 ☎ 0282-21-2203

### 障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス等)を利用していた

#### 手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	期 限 なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	障がい福祉課 ☎ 0282-21-2205

## 障害福祉サービスを利用していた

### 手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

<p><b>手続き詳細</b></p> <p>亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<p><b>期 限</b></p>
	<p>なし</p>
	<p><b>手続き可能な人</b></p>
<p><b>必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証</p>	<p>どなたでも可</p> <p><b>問い合わせ先</b></p> <p>障がい福祉課 ☎ 0282-21-2205</p>

MEMO

## 7. 子どもに関する手続

### 児童手当を受給していた

#### 手続き 受給者変更手続

<b>手続き詳細</b> 受給者が亡くなられた場合、受給者の変更や未支払いの手当の請求に関する手続が必要となりますので、担当窓口までご相談ください。 なお、手続きは各総合支所でも受け付けています。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
<b>必要なもの</b> 【受給者の変更手続の場合】 <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 受給予定者の健康保険証 <input type="checkbox"/> 受給予定者名義の金融機関の通帳又はキャッシュカード <input type="checkbox"/> 受給予定者のマイナンバーの分かるもの 等 【未払いの手当がある場合】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳又はキャッシュカード	<b>期 限</b> 原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内 <b>手続き可能な人</b> 受給者が亡くなられた後、対象児童を養育する方 <b>問い合わせ先</b> 子育て総務課 ☎ 0282-21-2222

### 児童扶養手当を受給していた

#### 手続き 受給資格喪失届提出

<b>手続き詳細</b> 受給者が亡くなられた場合、死亡日をもって資格喪失となります。受給者の変更や未支払いの手当の請求に関する手続が必要となりますので、担当窓口までご相談ください。 なお、手続きは各総合支所でも受け付けています。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
<b>必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 【未払いの手当がある場合】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳又はキャッシュカード	<b>期 限</b> なし <b>手続き可能な人</b> 親族など <b>問い合わせ先</b> 子育て総務課 ☎ 0282-21-2221

## 遺児手当を受給していた

### 手続き 受給資格喪失届提出

<p>手続き詳細</p> <p>受給者が亡くなられた場合、死亡日をもって資格喪失となります。受給者の変更や未支払いの手当の請求に関する手続きが必要となりますので、担当窓口までご相談ください。</p> <p>なお、手続きは各総合支所でも受け付けています。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<p>期 限</p> <p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族など</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類</p> <p>【未払いの手当がある場合】</p> <p><input type="checkbox"/> お子様名義の通帳又はキャッシュカード</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>子育て総務課 ☎ 0282-21-2221</p>

## こども医療費受給資格者証を交付されていた

### 手続き 受給資格者証の返納

<p>手続き詳細</p> <p>こども医療費受給資格者証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって喪失となりますので、返納または破棄してください。なお、手続きは各総合支所でも受け付けています。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<p>期 限</p> <p>助成申請書の提出は診療月から1年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者</p> <p>【保護者が亡くなられた場合】 親族</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた児童のこども医療費受給資格者証</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書</p> <p><input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は振込口座のわかるもの</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 ☎ 0282-21-2136</p>

## 7. 子どもに関する手続

### ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付されていた

#### 手続き 受給資格者証の返納

<b>手続き詳細</b> ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付していた方が亡くなられた場合、その受給資格者証は死亡日をもって喪失となりますので、返納または破棄してください。 なお、手続は各総合支所でも受け付けています。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
<b>必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は振込口座のわかるもの	<b>期 限</b> 助成申請書の提出は診療月から1年以内  <b>手続き可能な人</b> 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 親族  <b>問い合わせ先</b> 保険年金課 ☎ 0282-21-2136

### 妊産婦医療費受給資格者証を交付されていた

#### 手続き 受給資格者証の返納

<b>手続き詳細</b> 妊産婦医療費受給資格者証を交付していた方が亡くなられた場合、その受給資格者証は死亡日をもって喪失となりますので、返納または破棄してください。 なお、手続は各総合支所でも受け付けています。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
<b>必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の妊産婦医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は振込口座のわかるもの	<b>期 限</b> 助成申請書の提出は診療月から1年以内  <b>手続き可能な人</b> 親族  <b>問い合わせ先</b> 保険年金課 ☎ 0282-21-2136

## おやこはぐくみ受診票を交付されていた

### 手続き 受診票の返納

<p>手続き詳細</p> <p>おやこはぐくみ受診票を交付していた方が亡くなられた場合、その受診票は死亡日をもって喪失となりますので、返納または破棄してください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>
	<p>期 限</p> <p>扶助費支給申請書の提出は最終健診受診日から1年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方のおやこはぐくみ受診票</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 未請求分の妊産婦健診領収書</p> <p><input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は振込口座のわかるもの</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>こども家庭センター ☎ 0282-25-3505</p>

## 養育医療券を交付されていた

### 手続き 受給券の返納

<p>手続き詳細</p> <p>養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>
	<p>期 限</p> <p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>こども家庭センター ☎ 0282-25-3505</p>

## 8. 上下水道に関する手続

### 上下水道を使用していた

#### 手続 名義変更または閉栓手続、世帯人数の変更手続

<p>手続き詳細</p> <p>亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続が必要となります。</p> <p>また、井戸水を使用しており（市水道水と併用している場合も含む）、公共下水道または農業集落排水に接続されている世帯の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続が必要です。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<p>期 限</p> <p>死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族または同居者が望ましい</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きに応じて必要な書類を送付いたしますので、まずはお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>上下水道総務課 ☎ 0282-25-2100</p>

### 下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であつた

#### 手続 受益者異動申告書等の提出

<p>手続き詳細</p> <p>下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続をお願いします。 ※郵送手続可。ご連絡いただければ受益者異動申告書等をお送りします。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	<p>期 限</p> <p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 受益者異動申告書 <input type="checkbox"/> 受益者負担金徴収猶予申請書（徴収猶予中の場合）</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>上下水道総務課 ☎ 0282-25-2104</p>

## 9. その他の手続

### 家財整理をしたい

#### 手続き とちぎクリーンプラザへのごみの搬入

<p><b>手続き詳細</b></p> <p>とちぎクリーンプラザへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参してください。</p> <p>※10kgあたり250円の処理手数料がかかります。</p> <p>※一部処分できない物があります。</p> <p>※ごみの発生場所（住所）が栃木市外の場合は搬入できません。</p> <p>また、ご親族自身で搬入できない場合には、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼してください。（業者については市ホームページでご確認ください。）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p> <p><b>期 限</b></p> <p>なし （8時30分～16時30分 ※日曜・祝日を除く）</p> <p><b>手続き可能な人</b></p> <p>ご親族の方</p>
<p><b>必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等）</p>	<p><b>問い合わせ先</b></p> <p>クリーン推進課 ☎ 0282-31-2446</p>

### 道路や水路を使用（占用）していた

#### 手続き 使用（占用）廃止または名義変更の手続

<p><b>手続き詳細</b></p> <p>亡くなられた方が名義人の場合、廃止または名義変更手続が必要です。廃止の場合は、届出の前に占用物の撤去をお願いします。</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p> <p><b>期 限</b></p> <p>なるべく速やかに</p> <p><b>手続き可能な人</b></p> <p>どなたでも可</p>
<p><b>必要なもの</b></p> <p><b>【市道占用】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 廃止 : 占用廃止届</p> <p><input type="checkbox"/> 名義変更 : 占用許可申請書(変更)</p> <p><b>【法定外道路・水路使用】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 廃止 : 使用廃止届</p> <p><input type="checkbox"/> 名義変更 : 地位継承届</p> <p>※手続きには現在の許可書及び添付書類が必要です。</p>	<p><b>問い合わせ先</b></p> <p>道路河川維持課 ☎ 0282-21-2403</p>

## 9. その他の手続

### 市営住宅に住んでいた

#### 【入居者が亡くなった場合】

##### 手続き 入居者等異動届

手続き詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
入居者が亡くなった場合は、入居者異動届の提出が必要です。ただし、亡くなった方が一人暮らしの場合は提出は不要ですので、退去手続きを行ってください。	期 限 速やかに
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 住民票の除票	宅建とちぎ公営住宅管理センター ☎ 0282-21-8677

### 空き家になってしまう

##### 手続き 空き家の相談

手続き詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
空き家管理（建物の解体含む）や、売却等を検討されている場合はご相談ください。	期 限 —
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
—	建築住宅課 ☎ 0282-21-2452

## 農地を相続した

### 手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出書

<b>手続き詳細</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
法務局で所有権移転登記が完了後、土地の登記完了証等を持参のうえ、農業委員会事務局に届出してください。	<b>期 限</b> 農地の相続を受けた日からおおむね10ヶ月以内
	<b>手続き可能な人</b> 農地を相続した人
<b>必要なもの</b>	<b>問い合わせ先</b>
<input type="checkbox"/> 登記完了証等	農業委員会事務局 ☎ 0282-21-2393

MEMO

## 市営墓園に関するご案内

### 市営墓園関係の手続きについて

亡くなられた方が市営墓園をご使用されていた場合、承継の手続きが必要となります。必要書類を環境課へ提出してください。

#### ▼必要書類

- ・前使用者承認証(墓所永代使用承認証)
- ・承継原因を証明する書類(火葬許可証、死亡診断書等)
- ・承継人の住民票(世帯全員分の本籍・続柄が記載されたもの)
- ・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)

不明な点等ございましたら、担当課・問い合わせ先までご連絡ください。

また、市営墓園に埋葬される場合も手続きが必要となります。納骨の日取りが決まりましたら、墓所永代使用承認証、火葬許可証を環境課へ提出してください。

### 墓地をお持ちでない方へ

「他人と一緒に埋葬するお墓」合葬墓地をご案内しております。

(令和6年4月1日現在)

担当課・問い合わせ先  
環境課環境保全係  
☎ 0282-21-2422

## 亡くなられた方を墓地等に埋葬する場合

故人を墓地等に埋葬する場合、火葬執行済等の記載がある火葬許可証が必要となります。埋葬する際に火葬許可証を墓地管理者へお渡しください。

担当課・問い合わせ先

環境課 環境保全係  
☎ 0282-21-2422

## 改葬・墓じまいの手続きについて

改葬・墓じまいを行う場合につきましては、担当課・問い合わせ先までご相談ください。

担当課・問い合わせ先

環境課 環境保全係  
☎ 0282-21-2422

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
健康保険の変更		社会保険の被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の健康保険制度へ加入する必要があります。加入手続きについては、各健康保険にお問い合わせください。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
遺族厚生年金の請求		故人の勤務先を所管する年金事務所にお問い合わせください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。

## 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	手続き窓口	準備するもの・備考
<input type="checkbox"/>	運転免許証返納	警察署	運転免許証
<input type="checkbox"/>	電気料金の名義変更・解約	電力供給会社	インターネットでも手続き可能
<input type="checkbox"/>	ガス料金の名義変更・解約	各事業所	
<input type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約	NHK	
<input type="checkbox"/>	携帯電話解約	各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書など
<input type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約	各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input type="checkbox"/>	クレジットカードの解約	各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input type="checkbox"/>	パスポート返納	最寄りのパスポート窓口	パスポート 戸籍謄本など 届出人の身分証明書

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただき、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。



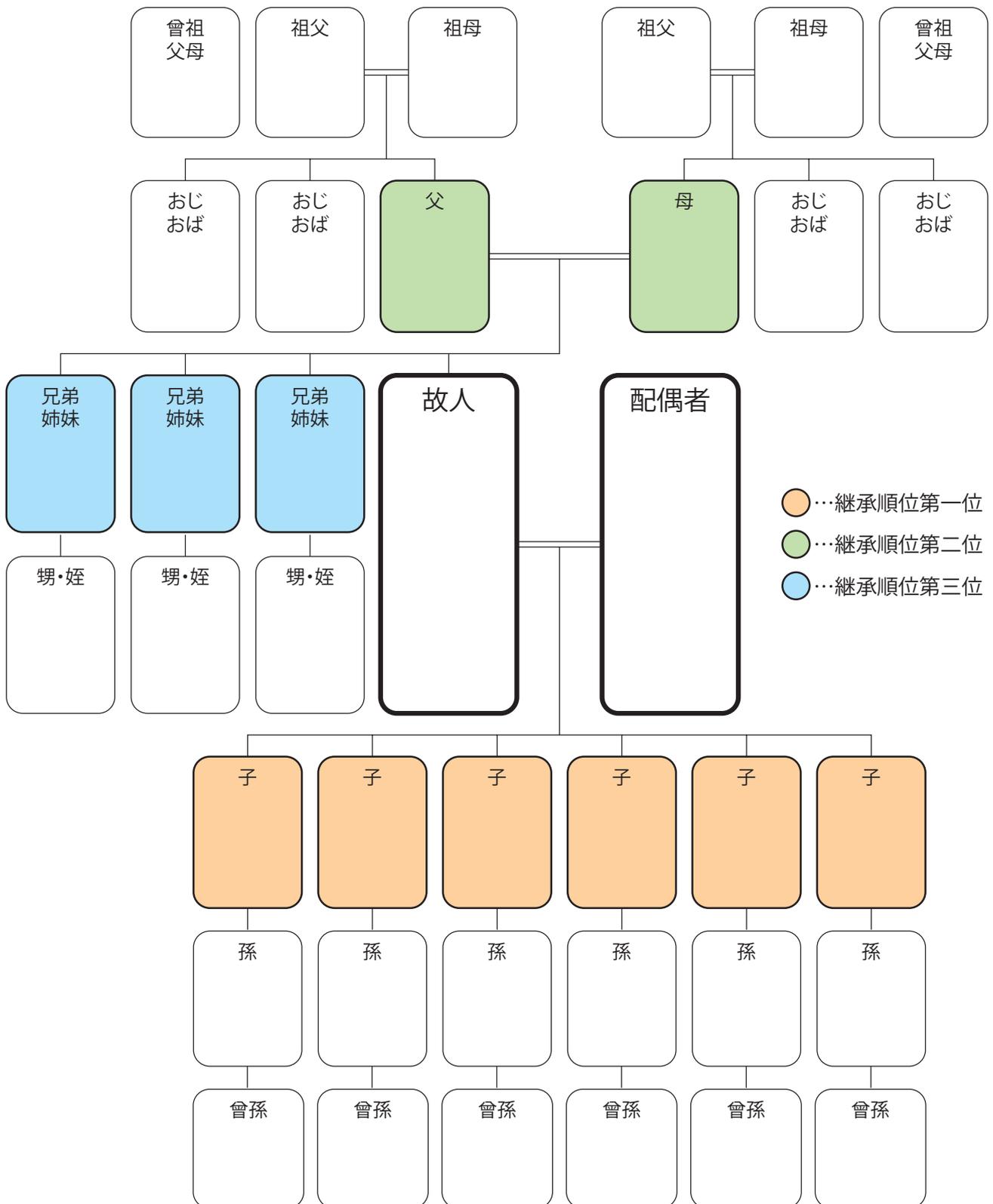
# 家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

令和6年  
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ  
①

### 戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ  
②

### 遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ  
③

### 登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ  
④

### 登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ  
⑤

### 登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

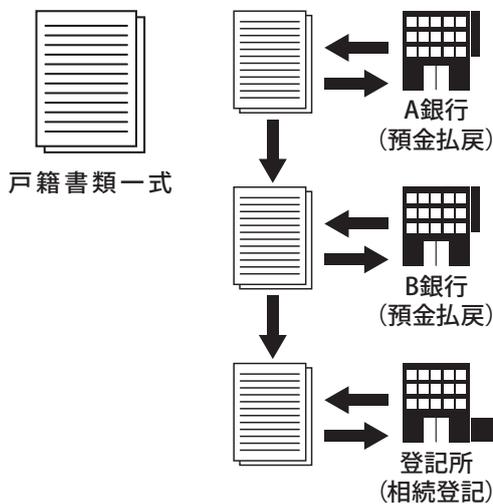
## 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

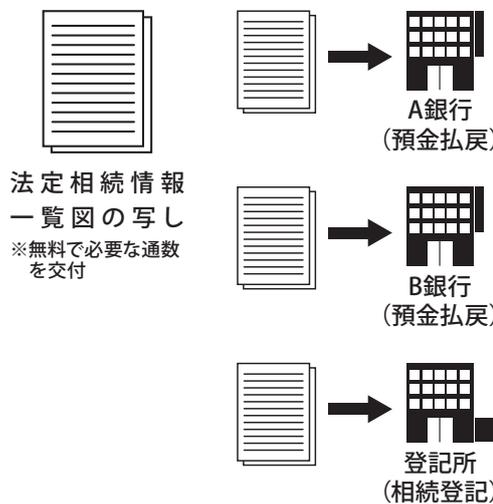
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 栃木市役所  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2024年3月

